令和６年７月５日
報道発表資料
川崎市（環境局）

（仮称）ニトリ川崎 DC 新築工事の環境影響評価の手続に係る条例見解書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、（仮称）ニトリ川崎 DC 新築工事に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1　指定開発行為の名称及び種類
　名　称：（仮称）ニトリ川崎 DC 新築工事
　種　類：大規模建築物の新設（第２種行為）
2　指定開発行為者
　名　称：株式会社ニトリ
　代表者：代表取締役　似鳥　昭雄
　住　所：北海道札幌市北区新琴似七条一丁目２番 39 号
3　公告日
　令和６年７月５日（金）
4　条例見解書の写しの縦覧
（１）縦覧期間
　令和６年７月５日（金）から７月１９日（金）まで。土曜日、日曜日、祝日は除く。
（２）縦覧場所及び時間
　川崎区役所（３階）・田島支所（１階）・環境局環境評価課（市役所本庁舎 20 階）
　午前８時 30 分～午後５時。（環境局環境評価課は午後５時 15 分まで）
　※縦覧開始日（７月５日）は、午前 10 時から縦覧を行います。
　＊上記期間中、本市ホームページに当該条例見解書の内容を掲載します。
　https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html

検索　川崎市　アセス図書の公表

5　条例公聴会において意見を述べたい旨の申出書の提出期限
　令和６年７月１９日（金）（郵送の場合は７月１９日消印有効）
6　事業内容等に関する問合せ先
（１）環境影響評価について
　窓口：株式会社エスパシオコンサルタント　環境企画部
　電話：03-6734-9640
　ＦＡＸ：03-6222-2207
（２）事業計画等について
　窓口：株式会社ニトリホールディングス　建築設備部
　電話：03-6741-1220
　ＦＡＸ：03-6741-1270
7　備考
　「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に対して提出された意見書の概要及び当該意見書についての指定開発行為者の見解を記載した書類です。

問合せ先
川崎市環境局環境対策部環境評価課　鈴木
電話　０４４－２００－２１５２

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

環境アセスメントに係るお知らせ

令和６年７月５日

川崎市環境影響評価に関する条例第２２条第２項に基づき**（仮称）ニトリ川崎 DC 新築工事に係る条例見解書の写しの縦覧**を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	**指定開発行為者**	株式会社ニトリ代表取締役　似鳥　昭雄
	名　称	（仮称）ニトリ川崎 DC 新築工事
	種　類	大規模建築物の新設（第２種行為）
	実施区域	川崎市川崎区扇町４２番４外
	目　的	倉庫、事務所等を主な用途とする建築物（物流施設）の建設
	内　容	延べ面積：約 415,264 ㎡
	施行期間	令和６年度から令和９年度
縦覧のお知らせ	**縦覧期間**	**令和６年７月５日（金）～令和６年７月１９日（金）** 縦覧場所ごとの時間、曜日は次項をご覧ください。 期間中は本市ホームページにて条例見解書の内容をご覧になれます。
	縦覧場所及び時間	川崎区役所（３階）・田島支所（１階）・環境局環境評価課（市役所２０階） 午前８時３０分～午後５時（環境局環境評価課は午後５時１５分まで）。 土曜日、日曜日、祝日は除く。 ※全ての縦覧場所で縦覧開始日は、午前 10 時から縦覧を行います。
	条例環境影響評価準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」）の開催について	市長は、意見を述べたい旨の申出があった場合で必要があると認めるときは、条例公聴会を開催します。開催する場合は、開催日の１４日前までにその旨を公告及び周知いたします。 条例公聴会は、**８月１７日（土）日中**の開催を予定しています。 条例公聴会については、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について	申出書の記載内容（申出書の様式）及び申出ができる方は、川崎市環境影響評価に関する条例及び公聴会に関する事務取扱要綱で規定されています。 詳しくは、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例見解書の閲覧、条例公聴会で意見を述べたい旨の申出ができます。 検索　川崎市　アセス図書の公表 https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先		川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒２１０－８５７７　川崎市川崎区宮本町１番地 電話：０４４－２００－２１５６　ＦＡＸ：０４４－２００－３９２１

関係地域の範囲（条例見解書より抜粋）

関係地域は、環境影響評価の結果を踏まえ、本事業の実施に伴い、環境への影響が及ぶ可能性のある地域とし、以下の地域を包含する範囲を設定した。

- 建設機械の稼働による大気質、騒音、振動及び冷暖房施設等の設置、駐車場の利用による騒音の影響範囲（計画地敷地境界から約100ｍの範囲）
- 工事用車両及び供用時の施設関連車両の走行による大気質、騒音、振動の影響範囲（走行経路沿道約50ｍの範囲）
- 地上デジタル放送のテレビ受信障害の影響範囲

関係地域は、次の表及び図に示すとおりである。

関係地域の範囲
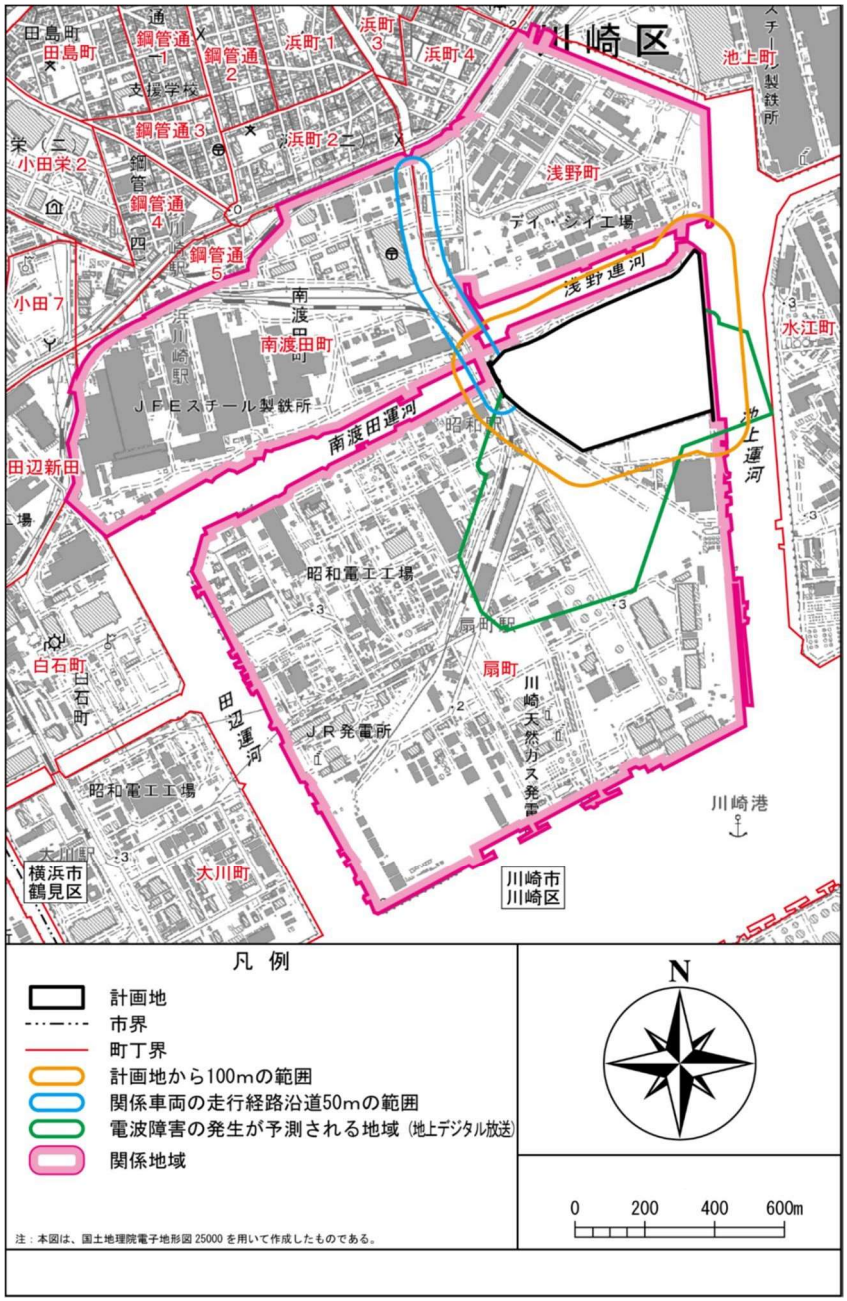
市区名	関係町丁名
川崎市川崎区	扇町 南渡田町 浅野町